

JEO は内閣府より税額控除対象法人の証明を受けております。

当法人へご寄附いただいた場合、所得税の優遇措置について下記の2つの方法をお選びいただけます。

① 【所得控除】 すべての公益法人への寄附が対象

$$\{\text{所得金額} - (\text{寄附額} - 2,000 \text{ 円})\} \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

② 【税額控除】 税額控除証明を受けた公益法人への寄附のみ対象

$$\text{所得金額} \times \text{所得税率} - (\text{寄附額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額}$$



所得控除・税額控除を受けるにあたっては・・・

\* 確定申告をする必要があります。

\* 確定申告の際は当法人が発行する寄附受領書と税額控除を選択する場合は税額控除証明の写しが必要です。

(入金を確認でき次第、当法人より郵送させていただきます。大切に保管ください。)

☆控除額の具体例(モデルケースにおける控除額の例です。実際の控除額は個別にご確認ください。)

〈例1〉 年収 600 万円の人が2万円を寄附した場合

所得控除による控除額:  $(20,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 20\% = 3,600 \text{ 円}$

税額控除による控除額:  $(20,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 7,200 \text{ 円}$

〈例2〉 年収 1,700 万円の人が2万円を寄附した場合

所得控除による控除額:  $(20,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 33\% = 5,940 \text{ 円}$

税額控除による控除額:  $(20,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 7,200 \text{ 円}$

確定申告



公益社団法人 全国環境対策機構  
Japan Environment Organization

事務局：〒541-0054 大阪市中央区南本町 1-4-10 StoRK BLDG.7F TEL 06-6125-2666